

厚生年金の知識

4

厚生年金保険から受けられる「**保險給付**」には、老齢と死亡に関するものがそれぞれ三つと、障害に関するものが二つ、それに脱退手当金の九種類があります。このうち、脱退手当金以外はすべて「**基本年金額**」をもとに計算されます。

「**基本年金額**」は、報酬に關係なく一定の額が支給される(定額部分)と、被保險者期間中の報酬に比例して計算される(報酬比例部分)とからなっています。被保險者期間は、老齢年金、障害年金、障害手当金、遺族年金の場合に限り、二四〇月(二十年)未満の場合は月数に関係なくすべ

年
金
額

年金の場合に限り、二四〇月に満たないときは月数の多い少ないにかかわらず二四〇月として扱われる以外は、すべて實際の被保險者期間で計算されます。
なお、物価スライド(制)は、全国消費者物価指数が五%を超えて変動したときに適用されるもので、その変動率で年金額が調整されます。
以上が、基本的な年金額の計算方法で(定額部分)と(報酬比例部分)の合計額があなたのお金となります。

〈定額部分の算定式〉

$$1,650 \times \text{被保險者期間(月数)} \times$$

物価スライド率 =

〈報酬比例部分の算定式〉

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{10}{1000} \times \text{被保險者}$$

期間(月数) × 物価スライド率 =

(注・年金額の算定式は昭和55年5月1日現在)

$$\text{定額部分} + \text{報酬比例部分} = \text{基本年金額}$$

福社年金受給者の方は、八月に証書を提出していましたが、未だくことになつていましたが、未提出の方が二〇〇名ほどいます。受給権利と届出義務は一体のものです。

忘れている方は至急提出してください。

なお、提出されない方にはつぎの支払月(十一月)から支給差止めになりますのでご承知おきください。

市では、国民年金の未加入者に加入促進を勧めていますが、お心当たりの方は早く手続きを済ませてください。国民年金は、二十歳から六十歳までの人が、厚生年金など他の公的年金制度に入つていい日本国民が、すべて加入する国営の年金制度です。国民年金に加入して、最低一年以上保険料を完納していれば、障害、母子、準母子、遺児などの年金が受けられますし、二十五年以上加入すれば、六十五になると老齢年金が受けられます。加入は早ければ早いほどよいわけです。二十歳になつた人、他の公的年金をやめた人はもちろん、国民年金へ入るはずの人

早いほどよい 国民年金の加入

まだ未加入の人は、すぐに市役所市民課年金係へ申し出て、手続きをしてください。つきの表は、昭和五十四年度中に市で受けた年金額です。納めた保険料額と比較してみてください。

年々ひろがる 国民年金の福祉施設	年々ひろがる 国民年金の福祉施設
受給者総数	受給総年金額
3,851人	904,838,208円
	1人当たり受給年金額
	243,960円

国民年金受給権者数及び受給年金額

<54年度末>

提出年金	受給権者数	受給年金額
老齢年金	10年年金	1,488(1,155)人
	5年年金	507人
通算老齢年金	134(112)人	11,687,900円
障害年金	63人	33,101,500円
母子(準母)年金	85人	37,096,008円
遺児年金	2人	478,000円
寡婦年金	17人	687,300円
死亡一時金	20件	485,500円
合 計	2,319(1,267)人	551,241,608円

() 内は繰上げ

福祉年金	受給権者数	受給年金額
老齢福祉年金	1,322人	287,356,600円
障害福祉年金	210人	66,240,000円
合 計	1,532人	353,596,600円

受給者総数	受給総年金額	1人当たり受給年金額
3,851人	904,838,208円	243,960円

昭和54年中保険料として納付した額 335,091,830円